

○渋谷区個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月9日

条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。
(個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始するときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 対象となる個人の範囲
- (4) 収集の方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 法第83条第1項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報（法第60条第1項の保有個人情報をいう。以下同じ。）が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付及び当該写しの送付に要する費用は、請求者の負担とする。

3 前項に規定する写しの交付及び当該写しの送付に要する費用の額は、区長が別に定める額とする。

(訂正請求及び利用停止請求)

第7条 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)又は法第98条第1項の規定による措置の請求(以下「訂正等請求」という。)を行う場合において、実施機関からの通知等により当該請求に係る保有個人情報の内容を明らかにできるときは、法第90条第1項各号に掲げるものに限らず、訂正等請求を行うことができる。

2 前項の規定による訂正等請求は、実施機関からの通知等により当該請求に係る保有個人情報の内容を知った日から90日以内にしなければならない。

(訂正決定等の期限)

第8条 法第94条第1項の規定にかかわらず、訂正決定等は、訂正請求があった日から19日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により訂正請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第9条 法第102条第1項の規定にかかわらず、利用停止決定等は、利用停止請求があった日から19日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により利用停止請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第10条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問する機関は、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会条例(平成元年渋谷区条例第42号)第1条に規定する渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会とする。

(審議会への諮問)

第11条 実施機関は、法第129条の規定により個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会条例(平成元年渋谷区条例第41号)第1条に規定する渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第12条 区長は、毎年度、区の個人情報保護制度の運用状況について、公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(渋谷区個人情報保護条例の廃止)

第2条 渋谷区個人情報保護条例(平成元年渋谷区条例第40号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条の2、第11条の3又は第12条の2第2項の規定によるその職務又は個人情報取扱事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関に労働者派遣をされ個人情報取扱事務に従事していた者又は旧実施機関から受託した個人情報取扱事務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第18条及び第19条から第20条の2までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る手続については、なお従前の例による。

3 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。